



山形県公報

令和元年7月26日(金)
第24号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……309
- 家畜伝染病発生の届出……………(畜産振興課) ……313
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……314
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……同

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……315
- 指定管理者の募集……………(中小企業振興課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……316
- 同……………(同) ……317
- 指定管理者の募集……………(森林ノミクス推進課) ……319
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……320
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……326
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……330
- 一般競争入札の公告……………(教育庁) ……同
- 同……………(同) ……332
- 指定管理者の募集……………(同) ……334
- 同……………(教育委員会) ……335

告 示

山形県告示第189号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
出羽弥兵衛株式会社
代表取締役 板垣 弘志
鶴岡市羽黒町昼田字南田50
- (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
有限会社出羽庄内特産 取締役 板垣 弘志 鶴岡市羽黒町昼田字南田50	出羽弥兵衛株式会社 代表取締役 板垣 弘志 鶴岡市羽黒町昼田字南田50	平成31年1月11日

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 有限会社山形農芸
 代表取締役 佐藤 芳紀
 酒田市砂越字楯之内44-16

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
佐藤 裕子 酒田市桜林興野60 玄米	長野 裕子 酒田市桜林興野60 玄米	国内産農産物に限る。	平成31年4月1日

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 山形おきたま農業協同組合
 代表理事組合長 木村 敏和
 東置賜郡川西町大字上小松978-1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
加藤 文一 東置賜郡川西町大字上小松2722 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成31年3月29日
坂野 弘幸 米沢市六郷町長橋337 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 智浩 西置賜郡飯豊町大字黒沢207-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
平林 章 南陽市大橋2257 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
青木 豊志 長井市花作町1-10-11 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
寒河江 喜久夫 東置賜郡川西町大字高山3978 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
宍戸 利一 東置賜郡川西町大字時田54 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
田苗 政一郎 西置賜郡白鷹町大字横田尻2018 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
嶋貫 正昭 西置賜郡飯豊町大字萩生48 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
遠藤 隆則 米沢市大字木和田503 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

竹田 栄司 長井市日の出町8-43 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
佐藤 幸夫 東置賜郡川西町大字苳321 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
金子 寛和 東置賜郡川西町大字東大塚1900 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
伊藤 繁明 米沢市大字口田沢1223 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
森谷 嘉嗣 米沢市大字館山3223-14 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
登坂 幸治 東置賜郡川西町大字上奥田3821 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
梅津 芳晴 長井市寺泉1118 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
小林 周一 西置賜郡白鷹町大字横田尻5327 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
佐々木 勝幸 東置賜郡川西町大字上奥田2462-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 政勝 米沢市笹野本町6828 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
菅原 利浩 西置賜郡白鷹町大字畔藤5579 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
渡部 富雄 西置賜郡飯豊町大字白川288-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
高橋 幸起 長井市九野本2675 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
白根澤 繁巳 南陽市中落合661 玄米、小麦、大豆、そば	
佐々木 泰司 長井市五十川1989 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
菅野 修 長井市川原沢972 玄米、小麦、大豆、そば	同 左

大河原 文幸 長井市勸進代236 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大沼 宏 南陽市赤湯445-1 玄米、小麦、大豆、そば	
藤倉 弘樹 東置賜郡高畠町大字根岸453 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
近野 信浩 東置賜郡川西町大字西大塚4194-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
金子 浩子 長井市勸進代1731 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
桑原 健太郎 東置賜郡高畠町大字上平柳2090-11 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
本間 忠司 米沢市窪田町窪田97 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
坂野 友一 米沢市六郷町長橋298 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
小関 正浩 長井市九野本827 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 勝 東置賜郡高畠町大字亀岡3641 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大沼 雄大 南陽市赤湯1297-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
栗田 俊明 西置賜郡小国町大字尻無沢358 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 達也 西置賜郡小国町大字北77-11 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
長谷川 仁 米沢市大字川井3847 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
辻 浩明 南陽市宮内2408-11 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左

長谷部 克広 西置賜郡白鷹町大字高玉1775-4 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
川崎 達郎 長井市歌丸1594 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
新野 克行 東置賜郡川西町大字高豆薙663 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
平 圭一郎 東置賜郡高島町大字山崎115-14 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
富樫 啓貴 東置賜郡川西町大字中小松2234 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
横山 康彦 長井市草岡3412-2 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 弘之 南陽市若狭郷屋871 B-5 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
児玉 直樹 西置賜郡白鷹町大字高玉1059-11 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 佑輔 南陽市鍋田1163-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左

山形県告示第190号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発 生 場 所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	東置賜郡高島町大字二井宿字大畑294の2	令和元. 7. 17

山形県告示第191号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営金谷地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営金谷地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間

令和元年7月29日から同年8月27日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第192号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
酒田市の一部、飽海郡遊佐町の一部及び最上郡真室川町の一部（鳥海山及び鳥海山周辺）
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年7月25日から同年11月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量、1m及び5mグリッドデータ）

山形県告示第193号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第180号
- 2 指定の場所 東根市神町西三丁目1072番1
- 3 道路の現況 幅員 5.00メートル
延長 29.48メートル
- 4 指定年月日 令和元年7月18日

山形県告示第194号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第181号
- 2 指定の場所 東根市神町東一丁目9089番116
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 31.21メートル
- 4 指定年月日 令和元年7月18日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和元年7月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
認定特定非営利活動法人ほほえみサービス米沢
 - (2) 代表者の氏名
色摩 信司
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市門東町二丁目7番21号
 - (4) 定款に記載された目的
本会は、「ほほえみとまごころ」をスローガンに、助け合いの精神を基に、一般市民を対象に、サービスが必要とする人とサービスできる人とが、共に協力しあって、創造的な福祉サービスを提供し、享受され、地域コミュニティづくりへと広がりを持ちつつ、生きがいのある福祉社会を形成していくことをもって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

山形県産業創造支援センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県産業創造支援センター
 - (2) 所在地 山形市松栄一丁目3番8号
- 2 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
 - (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 次のとおり開催する公募説明会・現地説明会のいずれかに出席していること。
- イ 第1回公募説明会・現地説明会
- (イ) 開催日時 令和元年8月8日（木）午後2時から
- (ロ) 開催場所 山形県産業創造支援センター（山形市松栄一丁目3番8号）
- ロ 第2回公募説明会・現地説明会
- (イ) 開催日時 令和元年8月9日（金）午後2時から
- (ロ) 開催場所 山形県産業創造支援センター（山形市松栄一丁目3番8号）
- (11) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(10)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 令和元年7月26日（金）から同年9月6日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 配布場所 山形県商工労働部中小企業振興課経営支援担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2290
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 令和元年8月29日（木）から同年9月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県産業創造支援センター条例施行規則（平成11年5月県規則第58号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和元年11月26日まで縦覧に供する。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
南館複合店舗
山形市南館五丁目1097番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
代表取締役 原田 健
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)

名 称	所 在 地
サンデー南館店	山形市南館五丁目1097番1

(変更後)

名 称	所 在 地
南館複合店舗	山形市南館五丁目1097番1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代 表 者 氏 名
株式会社サンデー	青森県八戸市根城六丁目22番10号	川 村 暢 朗

(変更後)

名 称	住 所	代 表 者 氏 名
未 定 1		
未 定 2		

4 変更年月日

- (1) 3の(1)に掲げる事項 令和元年5月24日
- (2) 3の(2)に掲げる事項 平成31年3月3日

5 届出年月日

令和元年6月4日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和元年11月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和元年11月26日まで縦覧に供する。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
南館複合店舗
山形市南館五丁目1097番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
 代表取締役 原田 健

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- イ 駐車場の位置
 (変更前) 縦覧に供する図面のとおり
 (変更後) 縦覧に供する図面のとおり
- ロ 駐輪場の位置
 (変更前) 縦覧に供する図面のとおり
 (変更後) 縦覧に供する図面のとおり
- ハ 荷さばき施設の位置
 (変更前) 縦覧に供する図面のとおり
 (変更後) 縦覧に供する図面のとおり
- ニ 廃棄物等の保管施設の位置
 (変更前) 縦覧に供する図面のとおり
 (変更後) 縦覧に供する図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
株式会社サンデー	午前7時	午後8時45分	年間60日間は午前6時15分開店

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
未定1	午前7時	翌日の午前0時	
未定2	午前7時	翌日の午前0時	

- ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前6時45分から午後9時まで。ただし、年間60日間は午前6時から午後9時まで。
 (変更後) 午前6時30分から翌日の午前0時30分まで
- ハ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (変更前) 3か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
 (変更後) 4か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

4 変更年月日

- (1) (2)以外の事項 令和元年7月1日
- (2) 3の(1)のイ及び3の(2)のハに掲げる事項 令和2年2月5日

5 届出年月日

令和元年6月4日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和元年11月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

山形県源流の森の指定管理者を次のとおり募集する。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県源流の森
- (2) 所在地 西置賜郡飯豊町大字須郷、同町大字上原、同町大字数馬及び同町大字小坂地内

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和元年7月26日（金）から同年9月6日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 山形県農林水産部森林ノミクス推進課林政企画担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3217
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和元年7月26日（金）から同年9月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県源流の森条例施行規則（平成9年7月県規則第62号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下 の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下 の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下 の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下 の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下 の者		収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下 の者	
県営鈴川第2ア パート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	3K	44.4	2	一般用	11,900	13,800	15,700	17,800	19,800	19,800	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 2号	同 18-51	同	44.4	1	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,200	19,200	同	同
同	同	同	44.4	2	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,200	19,200		单身可
同 3号	同 17-25	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,100	19,800	19,800		单身可
同 4号	同 17-22	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,100	19,800	19,800		
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,200	19,200		
同 五十鈴ア パート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400		单身可
同	同	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400		
同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400		单身可
同	同	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400		
同 馬見ヶ崎ア パート2号	同 円心寺町 21-26	3DK	59.3	2	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900		单身可
同 桧町アパー ト1号	同 桧町四丁 目12-16	同	58.4	2	同	18,600	21,500	24,600	27,800	31,700	36,600		
同	同	4DK	71.5	1	同	22,800	26,400	30,200	34,000	38,900	44,900		
同 2号	同 12-20	3DK	64.2	1	同	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,900		

同 宮町アパー ト1号	同 宮町二丁 目8-23	同	66.5	1	同	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	单身可
同	同	同	66.5	1	同	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400	
同 3号	同 8-28	同	62.6	1	同	21,100	24,400	27,900	31,500	36,000	41,500	
同 4号	同 8-32	同	62.6	1	同	21,400	24,700	28,300	31,900	36,500	42,100	
同 深町アパー ト3号	同 深町一丁 目7-27	同	64.2	1	同	22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,400	
同 きたまちア パート1号	同 桜町三丁 目2-15	同	66.5	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,400	50,100	
同 3号	同 2-9	同	66.5	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,400	50,100	
同 あたごアパ ート	同 小白川町 五丁目27-15	3 LDK	71.9	2	同	28,900	33,400	38,100	43,000	49,200	56,700	
同 十日町アパ ート	同 十日町一 丁目7-13	3 DK	65.6	1	同	29,000	33,400	38,200	43,100	49,300	56,900	
同 土屋倉アパ ート1号	同 上山市美咲町二 丁目3	同	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	
同 2号	同	同	51.8	1	同	12,700	14,600	16,800	18,900	21,600	24,900	
同 3号	同	同	53.7	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,700	
同 鷲ヶ袋アパ ート1号	同 旭町二丁 目7-1	同	54.6	3	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900	
同 長清水アパ ート1号	同 長清水一 丁目10-11	同	69.4	1	特定目的用 (高齢・身障用)	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,700	
同 4号	同 10-14	同	67.7	1	一般用	21,700	25,100	28,700	32,400	37,000	42,700	
同 6号	同 10-16	同	70.1	1	同	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200	

同 9号	同 10-19	同	70.1	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同 日光アパ ト4号	天童市北久野本 四丁目14-4	同	62.9	1	一般用	22,200	25,600	29,300	33,000	37,800	43,600	
同 5号	同 17-5	同	62.9	1	同	22,300	25,800	29,500	33,200	38,000	43,800	
同 長岡アパ ト1号	同 中里一丁 目2-1	同	75.9	1	同	27,500	31,700	36,300	40,900	46,800	54,000	
同 2号	同 2-2	同	75.9	1	同	27,500	31,700	36,300	40,900	46,800	54,000	
同 交り江アパ ト2号	同 交り江五 丁目10-2	同	62.8	2	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 天童駅西ア パト1号	同 駅西二丁 目2-27	同	61.0	1	同	18,100	20,900	23,900	26,900	30,800	35,500	
同 3号	同 2-31	同	61.0	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,100	单身可
同 天童駅南ア パト2号	同 田鶴町四 丁目18-22	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 近江アパ ト1号	同 東村山郡山辺町 近江1-1	同	64.2	2	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同 2号	同	同	64.6	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同 3号	同	同	64.6	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同 中原アパ ト1号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	2	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同 2号	同	同	69.4	1	同	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300	
同 長岡アパ ト	同 8035- 205	同	62.8	1	同	16,800	19,400	22,100	25,000	28,600	33,000	
同 塩水アパ ト4号	同 寒河江市大字寒 河江字塩水46- 1	2DK	57.0	1	同	19,000	22,000	25,100	28,300	32,400	37,400	单身可

同 5号	同	3DK	70.7	2	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400	
同 南寒河江ア パート2号	同 高屋字 西浦100-5	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	
同 楯岡アパー ト	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	单身可
同 東根中央ア パート1号	東根市中央四丁 目3-2	同	62.6	1	同	18,600	21,500	24,600	27,800	31,700	36,500	
同 2号	同	同	62.6	1	同	18,900	21,800	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 尾花沢アパ ート	尾花沢市新町一 丁目9-36	同	64.2	1	同	19,500	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400	
同	同	同	62.6	2	同	19,000	22,000	25,200	28,400	32,400	37,400	
同 あげぼのア パート	北村山郡大石田 町大字大石田丁 277-4	2K	50.3	1	特定目的用 (高齢・身障者用)	14,300	16,500	18,800	21,300	24,300	28,000	单身可
同 大石田アパ ート	同 甲 623-157	3DK	59.4	2	一般用	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	同
同	同	同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和元年8月2日から同月8日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）

ただし、郵送の場合は、令和元年8月8日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和元年10月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要		
					収入が104,000円以下 の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営美原アパ ート1号	鶴岡市美原町18 -1	住宅形式 3DK 1戸当たり 住戸専用 面積 74.2 平方メートル	2	一般用	19,700 円	22,700 円	26,000 円	29,300 円	33,500 円	38,700 円	3月分 の家賃 に相当 する額
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	同	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 2号	同 6 -5	同	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 3号	同 6 -6	同	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同 茅原アパ ート1号	同 茅原草 見鶴16-1	同	1	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,300	
同 2号	同	同	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同	同	同	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	
同 3号	同	同	2	同	17,900	20,700	23,700	26,700	30,500	35,300	
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	1	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,500	36,400	
同	同	同	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300	
同 未広アパ ート3号	同 未広町23 -60	2LDK	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同	同	3DK	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同 川南アパ ート1号	同 酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	1	同	15,400	17,800	20,400	23,000	26,200	30,300	
同 2号	同 1-2	同	2	同	15,500	17,900	20,500	23,200	26,500	30,600	

同 4号	同 1-4	3K	54.6	1	同	16,700	19,200	22,000	24,800	28,400	32,700
同 5号	同 1-5	同	55.7	3	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,100	33,500
同 こがねアパ ト1号	同 こがね町 一丁目21-1	3DK	63.5	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300
同 2号	同 21-11	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100
同 3号	同 21-14	同	61.0	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000
同 東泉アパ ト1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300
同	同	同	64.2	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100
同 3号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300
同 鳥海アパ ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	4	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100
同 2号	同	同	69.2	1	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700
同 3号	同	同	67.0	2	同	22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,500
同 北新町アパ ト	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	2	同	19,600	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400
同	同	3DK	64.3	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900
同 余目アパ ト	同 東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同	62.6	2	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700
同	同	同	64.2	1	同	16,500	19,100	21,800	24,600	28,200	32,500
同 狩川アパ ト	同 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500
同	同	同	58.0	2	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500

单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年8月1日から同月7日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）ただし、郵送の場合は、令和元年8月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和元年10月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
X線光電子分光分析装置（IoT製品評価センター（仮称））一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 令和元年6月24日
- 4 落札者の名称及び所在地
アルバック販売株式会社 東京都港区港南二丁目3番13号
- 5 落札金額 97,900,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和元年5月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、市町村立学校向け県業務システム接続用ネットワーク構築業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (2) 日時 令和元年9月5日（木）午前10時30分
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 市町村立学校向け県業務システム接続用ネットワーク構築業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から令和2年3月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
 - (1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(13)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

- 力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) USBトークンを利用した本委託業務と同等のネットワークシステム（システムを利用するユーザ数が350以上の規模を指す。）の設計及び構築の業務を履行した実績があること。
- (7) デスクトップ仮想化基盤を利用した仮想デスクトップ機能を提供するシステム（システムを利用するユーザ数が350以上の規模を指す。）の設計及び構築の業務を履行した実績があること。
- (8) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (9) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)から(7)までの要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (12) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (13) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁教職員課給与担当
電話番号 023(630)2862
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和元年8月16日（金）午後3時までに山形県教育庁教職員課給与担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。
- イ 3の(5)から(7)までに係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(10)から(12)までに係る事項を証明する書類）
- ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

る。

- (5) この入札及び契約については、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) この入札に係る契約期間において、契約金額の変更に係る協議を行う場合がある。
- (7) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Construction of infrastructure for Prefectural Business System Connection Network for Municipal school: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:30 A.M. September 5, 2019
- (3) Contact point for the notice: Allowance Control Section, General Affairs Division, Education Department, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2862

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県統合型校務支援システム構築・運用業務の調達について、一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和元年9月10日（火）午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県統合型校務支援システム構築・運用業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 予定価格 309,100,000円（消費税及び地方交付税を含む。）
- (6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)にまでに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成31年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成31年2月8日付け県公報第3018号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC 27001) の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。
- (6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、本業務と同種且つ同等規模以上（46校以上）の統合型校務支援システムの設計、構築及び運用を受託した実績（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上であるものに限る。）として本業務と同種且つ同規模以上（46校以上）の統合型校務支援システムの設計、構築及び運用を受託した実績がある者を含む。）があること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)及び(6)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 総合評価落札方式に関する事項

この入札は、次に掲げるところにより、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行い、詳細は、この公告及び入札説明書によるものとする。

(1) 総合評価の方法

イ 入札価格の評価方法 入札価格の評価は次の算式により算出した数値によるものとし、当該数値を入札価格評価点とする。

$$\text{入札価格評価点（1点未満切捨て）} = \{ 1 - \text{入札価格} \times 1.10 / \text{予定価格} \} \times 100$$

ロ 価格以外の要素の評価方法 価格以外の要素の評価は、価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価によるものとし、評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、業務提案評価点を付与する。

ハ 入札価格評価点及び業務提案評価点の配分 点数については1,000点満点とし、うち入札価格評価点を100点、業務提案評価点を900点とする。

ニ 総合評価点の算出方式 入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。

(2) 落札者の決定方法 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。

(3) 入札参加者の欠格 業務提案の内容を記載する書類（以下「業務提案書」という。）を提出しない者、指定された項目の記載をしない者及び業務提案書に虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

5 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁高校教育課 電話番号023(630)3067

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書及び3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)及び(10)に係る事項を証明する書類。）を令和元年8月16日（金）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書、競争入札参加資格審査申請書及び3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)及び(10)に係る事項を証明する書類。）を同月9日（金）午前11時までに山形県教育庁高校教育課に提出するとともに、併せて業務提案書を同月23日（金）午前11時までに提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日

までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合には、それに応じるものとする。

- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Design, Development, Operation and Maintenance of School Affairs Support System for Yamagata Prefectural high Schools and Junior high School: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. September 10, 2019
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 3067

山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和元年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県生涯学習センター
山形県男女共同参画センター
- (2) 所在地 山形市緑町一丁目2番36号（山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センター）
山形市緑町一丁目4番28号（山形県生涯学習センター分館）
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル10階（山形県生涯学習センター）

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほ

か、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和元年7月26日（金）から同年9月6日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県教育庁文化財・生涯学習課図書館活性化担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3126

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和元年7月26日（金）から同年9月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）、山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県飯豊少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

令和元年7月26日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名称 山形県飯豊少年自然の家

(2) 所在地 西置賜郡飯豊町大字添川字関山3535番地の33

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 令和元年7月26日（金）から同年9月6日（金）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県教育庁文化財・生涯学習課生涯学習振興室青少年教育施設担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2831
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 令和元年7月26日（金）から同年9月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。